

各課・室・局長 様

苦前町長 森 利男

平成22年度予算編成方針について

このことについて、苦前町財務規則第9条第1項の規定に基づき、次のとおり通知する。

記

#### 第1 基本方針

昨年の米国経済の急速な悪化に端を発する世界金融危機と世界同時不況の影響を受け、日本経済は長期的な景気後退に陥っている状況の中、国政では、先の衆議院選挙により民主党を中心とした新たな政権が誕生し、先般閣議決定がなされた新たな予算編成方針においては、政権公約に基づく重点施策の実現化を図るとしており、先行きが不透明な状況下で、今後、政府の予算や政策の方向性を十分注視していく必要がある。

一方、地方を取り巻く情勢についても依然として厳しい現状にあり、国が示した平成22年度地方財政収支の10月仮試算によると、地方税は対前年度比△5.4%と見込まれたほか、新たに暫定税率の廃止に伴う地方譲与税等の減収が懸念されるなど、今後の地方財政についても、予断を許さない状況が続くものと予見される。

本町の財政状況については、歳入面では、平成20年度の地方再生対策費の新設等により、普通交付税が増加に転じるなど好転の兆しもみられるものの、三位一体改革以前の水準にはほど遠く、また税収も年々減少傾向にあることから、この先も厳しい財政運営を強いられる状況にある。

また、歳出面においても、過去に実施した大型事業による公債費や下水道事業など特別会計への繰出金並びに苦前厚生クリニック(旧厚生病院)に対する債務負担及び経営赤字の補てんなど、経常的な歳出の増大による歳出構造の硬直化が進み、平成20年度決算による経常収支比率は87.9%、実質公債費比率については23.1%と早期健全化基準の25%に極めて近いことから、早急な公債費負担等の適正化が求められるところである。

このようなことから、平成22年度予算編成にあたっては、次に掲げる各事項等に十分

留意の上、各課等の責任領域の明確化を図りつつ、職員一人ひとりの経営感覚とコスト意識を基本に、全庁をあげた組織断行的な取り組みを行うものとする。

#### 第2 予算編成要領

##### 1 基本的事項

(1) 「苦前町財政健全化プラン」(以下「健全化プラン」という。)に基づいた各種健全化項目への取り組みにより、「健全化プラン」に示す収支推計の達成に向けた予算編成を目指す。

(2) 一般会計については、経常的経費と政策的経費に区分し、次のとおり行う。

特別会計については、6ページに記載

##### ア 経常的経費

「枠配分方式」とし、各課(款)ごとの一般財源をベースとした平成21年度当初予算計上額を予算配分枠として設定するので、各課等の長は、配分された予算枠(別紙1『経常的経費一般財源枠配分表』)とそれぞれで歳入を見込む特定財源との合算額を予算要求総額の上限として、この範囲内において「予算要求基準」に基づき適正に算定した歳出予算の積み上げを行うこと。

ただし、近年の原油価格の変動による不安定な油類販売価格を考慮し、「燃料費」は枠配分の対象外とする。

なお、原則として経常的経費についても査定を行うので、要求額が配分枠を下回った場合であっても、予算措置が確約されるものではないことを十分留意すること。

##### イ 政策的経費等

投資的経費、臨時的経費及び各種団体運営費補助などの一部経常的経費については、「健全化プラン」の内容に則し、ゼロベースからの予算査定を行う。

なお、投資的事業及び臨時的事業については、別に示す様式3により、各担当課ごとに優先順位を付して提出すること。

(3) 従来から継続する事務・事業は、行政の責任範囲及び費用対効果の観点から見直しを行い、類似事業の統合及び事業の廃止・縮小に鋭意取り組むこと。

なお、各課等の判断により事務・事業を廃止または縮小した場合には、様式4により取りまとめのうえ、報告すること。

(4) 新規事業については、その必要性、緊急性、費用対効果や後年度への負担などを十

分検討のうえ、既存の事務・事業の見直しによる財源の振替などによって対処することとし、併せて内容などによっては、事業の終期を設定すること。

(5) 議決機関・監査委員からの意見や指摘事項などについては、その趣旨等を十分検討のうえ、予算への適切な反映と速やかな改善に努めること。

## 2 予算要求基準

### (1) 歳入に関する事項

国・道の施策や制度改正などに十分留意のうえ、歳入額の確保と新たな財源の検討を含めた増収に向けて、最大限取り組むこと。

#### ア 町 税

今後の税制改正や経済情勢の推移に十分留意するとともに、過去の実績等も考慮の上、確実な判断により見積もること。

#### イ 分担金及び負担金、使用料及び手数料

適正な受益者負担や住民負担の確保に配慮し、的確な収入見込額の算出に努めること。特に経常的な歳入については、計上漏れの無いよう留意すること。

#### ウ 国・道支出金

国や道の予算編成や行財政改革の動向について、関係機関と緊密な連絡を図りながら的確に把握すること。特に補助金の削減や一般財源化の動向には注意し、交付基準に基づいた精算に努めるとともに、活用できる制度の有無についても十分検討の上、国・道における助成制度の有効活用を図ること。

#### エ 財産収入、諸収入

財産収入については、経済情勢などの動向を考慮しながら、効率的かつ積極的な貸付または売却に努めるとともに、未収金が生ずることのないよう十分注意すること。

また、諸収入については、前年度実績や国・道及び関係機関等の動向などを十分把握の上、的確に積算するとともに、助成制度の有効活用等による新たな増収策についても鋭意検討すること。

#### オ 町 債

「健全化プラン」に基づき、町債の借入総額は5,000万円を上限とするとともに、その発行に当たっては、後年度負担の軽減と財政の硬直化を回避するため、真に必要と判断される事業についてのみとし、かつ過疎債・辺地債など後年度に交付税措置のある有利な起債を優先すること。

### (2) 歳出に関する事項

予算の積算にあたっては、割り当てられた財源枠の中において、必要最小限の経費で最大の効果を発揮するよう創意工夫し、徹底した経費の節減・合理化に努めること。

#### ア 人件費

各種委員などの報酬は、条例に定めのあるものも含め、その実態や必要性などを検討すること。

なお、総務財政課以外において給与費等を要求する場合には、必ず事前に総務係と協議すること。

#### イ 物件費、維持補修費、その他の一般管理費

##### ①賃 金

各種作業員単価については、別紙3「平成21年度労務作業員雇用賃金表」に基づくこと。

##### ②旅 費

形式的な会議等については認めないので、用務の必要性を十分検討し、人数、回数等の抑制に努め、必要な経費のみ予算要求すること。

##### ③需用費、備品購入費等

以下の費目について、創意工夫により一層の節減に努めること。

なお、補助事業に係る消耗品については、事前に認めたもの以外、全て経理契約係において管理する。

(ア) 燃料費は、原油価格の変動を考慮し、別紙2「予算単価表」に基づいた算定により、各担当課において節減に最大限努力すること。

(イ) 修繕料については、真に緊急性及び必要性が高いものから順次実施するなど計画的な対応を図ること。

(ウ) 使用料及び賃借料は、補助事業などによる対応を優先すること。

また、デジタル複合機については、無駄な印刷は避けるとともに、モノクロ印刷やNアップ印刷機能の活用等による徹底した経費節減に鋭意取り組むこと。

#### 《参考》

##### ◇デジタル複合機と電子複写機使用料単価比較（税抜き）

	デジタル複合機使用料	電子複写機(2Fコピー)	差額
黒単色	1.70 円/枚	1.26 円/枚	0.44 円/枚
カラープリント	13.50 円/枚	— 円/枚	— 円/枚
カラーコピー	17.00 円/枚	— 円/枚	— 円/枚

(I) 備品購入については、必要性、財源措置の状況などを勘案の上、要求すること。

『備品』とは、1件1万円以上で3年以上にわたってその効用を發揮するものとする。ただし、図書のうち、貸し出しを目的とするもの、又は加除式台本については、1件1万円未満であっても備品として取り扱うこととする。

#### ④委託料

業務委託については、職員自らが能力を發揮すべき業務について、可能な限り直営で対応すること。

#### ウ 補助費等

行政としての責任範囲、経費負担の在り方などを熟考のうえ、今後予定する投資的事業などを含めた長期的な観点により、偏在のない行政サービスとなるよう努めるとともに、全ての事業についてゼロベースからの見直しを行い、各担当係において関係団体との協議及び関係資料の十分な分析を行い、経費削減に努力すること。

① 補助金については、次の基準により見直しを行った上で算出することとし、これに依り難い場合には、必ず個別にその理由を整理しておくこと。

##### 【補助金見直し基準】

◇ 運営補助金については、補助対象経費の1/2以内とする。

また、未だ会費を徴収していない団体に対するものは廃止するとともに、繰越金や積立金などがある場合は、各担当係の責任において、その運営実態を十分精査したうえで、必ず見直しを行うこと。

◇ 事業費補助(臨時的経費補助)については、定率補助を原則とし、補助率は次のとおりとする。

- ・ 共同事業の場合、事業費の15%以内とする。
- ・ 最終的に個人の財産や経営費に吸収されることが見込まれる事業の場合、事業費の10%以内とする。
- ・ 過疎債の充当がある場合は、上記に依らず事業主負担額の1/2以内とする。

継続の運営費補助事業については、平成20年度の事業実績及び収支決算書の写しを必ず提出すること。

② 会議負担金については必要最低限のものとし、懇親会経費の負担金については一

切認めない。

#### エ 投資的経費

現下の厳しい財政状況を踏まえ、必要性及び事業効果(緊急性、後年度の維持管理を含めた財政負担など)を十分検討したうえで事業選択を行うとともに、投資の適正化・効率化を図ること。

#### オ その他

- ① 庁用物品などで共通しているものについては、別紙2「予算単価表」によること。
- ② 債務負担行為の設定に当たっては、後年度の財政負担を伴うものであり、財政硬直化の要因ともなるので、施策上、真に必要と認めたものに限り措置すること。
- ③ 車検に要する諸経費(自賠責保険料、重量税含む)については、政策的経費として優先順位を付さないで予算要求すること。

### 3 特別会計に関する事項

予算要求基準については、原則的には一般会計に準じることとするが、独立採算の原則にたち、安易に一般会計からの繰入に依存することなく、厳しい町財政を踏まえ、経営改善に向けた抜本的な見直しと事業運営の一層の効率化により、歳出の抑制と積極的な歳入の確保に努め、財政の健全化を図ること。

特に公営企業会計においては、普及率の向上など積極的な歳入確保に努めるとともに、中・長期的な財政見通しの適宜見直しにより、過大若しくは過小見積とならないよう、計画的かつ適正で無理のない財政運営に全力で取り組むこと。

なお、特別会計については、従来どおりの予算査定方式とする。